

六合中学校のあり方及び方向性について  
報 告 書

平成31年3月

中之条町立六合中学校検討委員会

# 報 告

中之条町長 伊能 正夫 様  
中之条町教育委員会教育長 宮崎 一 様

中之条町立六合中学校検討委員会 会長 篠原 文雄

中之条町立六合中学校検討委員会では、今後の六合中学校の方向性について、『六合中学校を六合小学校とともに義務教育学校化』することが適当であると報告いたします。

検討委員会の設置と検討の経緯につきましては、以下のとおりです。

## 1 はじめに

「中之条町立六合中学校検討委員会」（以下、検討委員会）は、中之条町立六合中学校（以下、六合中学校）において、生徒に生きる力をはぐくむため、六合中学校のあり方や方向性を検討し、よりよい教育環境を確保するために設置されました。過去には、「六合地区学校検討委員会（平成 25 年 2 月 15 日から平成 26 年 6 月 25 日）」において、六合こども園、六合小学校、六合中学校のあり方について検討され、報告書が提出されました。この中で、六合こども園並びに六合小学校につきましては「存続とし、現状維持」、六合中学校につきましては「当面存続とするが、数年後に見直し」と報告されました。これを受けまして、町教育委員会の主催による「六合地区学校のあり方を考える懇談会（平成 29 年 4 月 25 日から平成 30 年 2 月 13 日）」を開催し、地域住民の皆様から広くご意見をいただきました。この懇談会では、いただいたご意見を整理することで、今後の六合中学校のあり方を、4つの方向性にまとめることができました。本委員会では、「六合地区学校検討委員会」の報告にある六合中学校の見直しについて特化し、「六合地区学校のあり方を考える懇談会」で出された方向性を基にして、平成 30 年 8 月 3 日の第 1 回検討委員会以降、議論を重ねてきました。

検討委員会では、懇談会でのご意見を整理した 4 つの方向性及びその発展的な方向性についての検討を中心に、六合地区の子どもの数が減少傾向にある現状を踏まえ、各方向性の

メリットやデメリット、また、それぞれの方向性に付加価値を加えていくことについて協議を行ってきました。

こうした協議を経て、六合中学校の生徒たちにとって適切な教育環境を確保するための意見が以下のとおりまとまりましたので報告いたします。

## 2 4つの方向性について検討の経緯（検討順）

### （1）『六合中学校を中之条中学校に統合』について

平成22年の町村合併以降、六合地区は中之条町となりました。従いまして、六合中学校の今後のあり方の一つとして、まず、中之条中学校への統合を検討いたしました。中之条中学校は、平成30年5月現在、生徒数355名が在籍する中之条町大字中之条町にある学校です。

中之条中学校に統合することで得られるメリットとして出された意見は、まず、学校規模の問題が大幅に改善されることについてです。現状の中之条中学校は、10学級の通常学級を擁する吾妻郡内で最大の中学校です。1学級の在籍人数が30人前後で、各学年とも3学級または4学級あるため、学校規模の大幅な改善が見込めます\*。また、部活動につきましても各種運動部に加え、美術部、吹奏楽部の文化部もあります。部によっては全国大会に出場する選手もおり、活発に活動しています。こうした中に交じることにより、多種多様な意見に触れたり、切磋琢磨したりすることで、力を伸ばしていくことが期待できるという意見もありました。

デメリットに関しましては、適切な通学手段が見出せないという意見が出されました。スクールバスで通学させると、小雨（駐在所前）から中之条中学校まで、長野原町、東吾妻町経由で54分かかることが想定されます。更に遠くの地域に住まう生徒は、これ以上の時間がかかります。また、冬季には大雪のため、交通に支障が出る可能性に対して危惧をする意見もありました。特に部活動への参加につきましても、通学時間の制約により、十分な活動時間が確保できない可能性を指摘する意見もありました。

また、中之条中学校への統合につきましても、中之条地区に寄宿舎を作り、そこから通わせようという意見も出されましたが、一方で、中学生という発達段階や、寄宿舎の管理運営を考えると、実現は困難であろうという意見もありました。

## (2) 『六合中学校を中之条中学校の分校化』について

六合中学校を中之条中学校の分校にした場合の教職員数を試算すると、分校化しない場合に比べて教職員数が減ります。また、管理職も不在となるため、危機対応等を考慮すると、分校化によるメリットはありません。部活動につきましても、選択肢は増えますが、部活動の時間だけ中之条中学校まで生徒を往復させるのは現実的ではありません。従いまして、分校化につきましてもメリットを見出せないため、これ以上の検討をしておりません。

## (3) 『六合中学校を他町に委託』について

中之条中学校への統合が地理的に困難であるため、六合地区から近い長野原町及び草津町への委託について検討いたしました。他町へ委託する場合の候補として、長野原町の長野原東中学校と草津町の草津中学校を考えました。在籍生徒数は平成 30 年 5 月現在、長野原東中学校 73 人、草津中学校は 142 人です。

委託のメリットとして挙げられた意見は、学校規模の問題がある程度解消することと、部活動の選択肢がある程度増えることです。また、通学に関して、中之条中学校に通うことに比べて、通学に要する時間が短くてよいという意見もありました。

デメリットとして挙げられた意見は、学校規模の解消が十分とは考えられないことについてです。長野原東中学校は、現状でも各学年 1 学級です。草津中学校でも、再来年からは各学年 1 学級になる見通しです。また、他町においても今後の生徒数の減少が想定される中、新たな統廃合問題が生じる可能性があります。他にも、他町に委託することに対する保護者の精神的な負担についても配慮する必要があるという意見が出されました。

また、そもそも委託につきましても相手町に受け入れてもらえることが前提となっているため、交渉によっては受け入れてもらえない可能性についても意見が出されました。

---

\*学校規模の標準については、学校教育法施行規則第 41 条「小学校の学級数は、12 学級数以上 18 学級以下とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」で規定され、同 78 条の規定により中学校についても準用される。従って、学校規模の標準を満たす中学校は吾妻郡内にない。(平成 30 年 5 月 1 日現在)

#### (4) 『六合中学校として存続』について

六合中学校は、平成 30 年 5 月現在、生徒数 20 名の小規模校です。そもそも、現状のままでは小規模校であることによるデメリットの拡大により、生徒の学びの場として不適切になりつつあることが危惧されたために、本検討委員会が設置され、よりよい教育環境のあり方について検討しているという経緯があります。

現状の六合中学校では、小規模校である強みを生かして、永年にわたり「ふるさと研究」や「シラネアオイの植栽活動」等、地域と密接につながった特徴のある教育活動を展開しています。また、小規模校の弱みを克服するために、中之条中学校との交流活動等も徐々に実施してきています。

しかしながら、生徒の減少傾向は止まらず、平成 34 年度には生徒数が 10 人\*まで減少する見込みです。このことを踏まえ、生徒数が少ないことによって、生徒間のコミュニケーションの幅が狭まり、多様な意見に触れられなくなることや、学習面、部活動等運動面でも生徒間で切磋琢磨する機会が少なくなってしまうことを危惧する意見が出されました。このような状況は、これからの時代を生きるために必要な新しい学力\*を育むための教育環境として不適切であり、生徒に大きな不利益をもたらすだろうという意見もありました。

#### (5) 『六合中学校を六合小学校とともに義務教育学校化』について

以上のように、4つの方向性について検討を重ねる中で、新たに「六合中学校を六合小学校とともに義務教育学校化」という発展的な方向性について意見が出されました。義務教育学校化を進めるとともに、コミュニティ・スクールの導入やICTの導入、グローバル化に対応した教育の導入を同時に進めることにより、法に示された学校規模の標準を満たさない小規模校である六合中学校でも、適切な教育環境の構築が可能となるという意見です。この4つの具体策について、以下に述べます。

---

\*平成 30 年 5 月 1 日の児童生徒数を基準として推計した値

\*中学校学習指導要領（平成 30 年 3 月 31 日告示）にて、育成すべき資質・能力として「(1) 知識及び技能が習得されるようにすること (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること」の三要素が示された。

## ①六合中学校及び六合小学校の義務教育学校化

学校教育法の一部改正（平成 28 年 4 月 1 日）により、義務教育学校の設置が可能となりました。これは小中一貫教育を行う新たな学校の枠組みで、既存の小中学校を一つの学校として統合し、義務教育 9 年間の教育課程を一貫して行うものです。

これを六合地区に導入することのメリットについて出された意見を整理すると、まず、学校規模の問題がある程度解消されるということです。これは、児童生徒の絶対数が増えるわけではありませんが、学校規模が大きくなることにより、授業や学校行事において、異学年交流活動などが盛んになり、学校生活の活力が増していくことが期待できる。また、これまで教員数の制約から専門性の高い教師を配置できなかった教科においても、配置される可能性が高くなる。これにより、専門性の高い教師が小中学校の垣根を越えて授業を行うことで、より質の高い教育がなされることが期待できるとのことです。また、小中学校の垣根がないことは、いわゆる中 1 ギャップの解消にもつながることが期待されるということです。

義務教育学校化を進めるに当たり、課題となり得ることが 3 点挙げられました。まず、義務教育学校化への準備等について、時間がかかるという点です。群馬県の先行事例が 1 件ありますが、これによると、設置までの準備に 3 年を要しています。次に、施設一体型の義務教育学校を目指すならば、法に基づいた施設の改修等を行う必要が生じるという点です。更に、教育課程を弾力的に編成できるとはいえ、転入出する児童生徒の学びに対して配慮する必要があるという点です。

## ②コミュニティ・スクールの導入

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を取り入れた学校の総称です。学校運営協議会とは、学校と地域が連携・協働し、一体となって子どもを育もうとするものです。具体的には、学校運営協議会の構成委員に、教職員に加え、保護者や地域住民が参加し、学校運営の基本方針や教育活動について承認したり意見を述べたりします。こうした枠組みでは、保護者や地域住民が学校運営に関して当事者意識と責任をもって参加することが期待されます。

コミュニティ・スクール化を進めるメリットについて出された意見を整理すると、六合地区におきましては、既に地域と学校との連携が密接であります。コミュニティ・スクールにすることにより、現状以上に連携の質が高まることや、地域住民が学校内に入る機会が増えることにより、児童生徒のコミュニケーションの幅が広がり、小規模校であることのデメリットが軽減されることを期待する意見が出されました。

コミュニティ・スクール化を進めるに当たり、課題となり得る点についても意見が出されました。まず、学校運営協議会の委員に、十分に学校運営について理解をいただけない場合には、学校運営自体を停滞させることになりかねないということです。また、同様に教職員の任用について意見できるという点についても、慎重に考える必要があるという意見も出されました。

### ③ ICTの導入

教育にICT（情報通信技術）を導入することについての意見が3点挙げられました。まず、遠隔地との合同授業が可能になることで、リアルタイムにコミュニケーションを図りながら進められる双方向性の授業を実現させることができれば、小規模校のデメリットを軽減することができるだろうという意見です。次に、タブレットPC等を導入し、少人数を生かした新たなスタイルの授業がなされるようになれば、学校の特色としていけることも期待できるだろうという意見。更に、機器の導入等に関して、小規模校のため、比較的低予算で導入できることもメリットだろうという意見が出されました。

### ④ グローバル化に対応した教育の導入

現在、あらゆる分野で国際化が広がっています。このことにつきまして、将来このような社会で生きていく子どもたちには、グローバル化に対応した教育が必要になってくるだろうという意見が出されました。ICTによって遠隔コミュニケーションが可能となれば、直接、外国とつながることもできるため、地域に根差した特徴あるコンテンツを生徒が発信する等、教育の可能性が広がるという意見もありました。

義務教育学校化の問題点として挙げられた意見は、学校規模の問題を根本的に解決することができないことや、一部活動あたりの部員数を増やせないこと等です。学校規模の問題の対応策として、特認校制\*を利用し、中之条地区から六合中学校への通学を可能にした上で、特色ある学校づくりが実現すれば、このような希望を持つ生徒が出てくる可能性があるという意見が出されました。

---

\*特認校制「学校選択制の一形態。従来の通学区域を残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市（区）町村内のどこからでも就学を認めるもの。」文部科学省用語集（参考：文部科学省用通知「通学区域制度の弾力的運用について」平成9年1月27日）

また、部活動の問題につきましては、他校との合同チームのあり方について要望が出されました。この事につきましては、部活動は学校教育の一環であることを前提に、実態を踏まえて考えていく必要があるという意見が出されました。

これらの議論を踏まえ、検討委員会では、『六合中学校を六合小学校とともに義務教育学校化』することが適当であると結論付けました。

### 3 おわりに

検討委員会では、中之条町議会代表（議長、文教民生常任委員長、六合地区議員）、学識経験者、地区代表（六合地区区長会長、副会長）、学校関係者（六合中学校長、中之条中学校長）、六合地区学校評議員、六合小中学校並びに六合こども園PTA（各会長、各副会長）による19名で議論を重ねて参りました。

六合地区の子どもたちの学びの環境を議論の中心に据える中で、10年、20年先の人口減少を見据えた意見や、地域のあり方と関連させた意見等、幅広い意見が出されました。また、学識経験者から専門的な知見をいただくことで、議論の深まりが見られました。

将来にわたり、六合地区の子どもたちにとって、より良い学びの環境が継続して確保されることを要望いたします。

以上、「中之条町立六合中学校検討委員会」の報告とします。